

とばのわひとのわじんけんのわ

12月4日～10日は人権週間です

市民課人権・生活係 ☎(25) 1141

昭和23年12月10日の第3回国際連合総会にて「世界人権宣言」が採択され、12月10日が「人権デー」と定められました。日本でも昭和24年から毎年12月4日～10日を「人権週間」とし、啓発活動を行っています。

人権擁護委員の活動紹介

人権相談

毎月第3火曜日午後から、市民課相談室にて人権相談所を開設しています。

いじめや体罰、職場でのパワハラやセクハラなどでお悩みのかたは、気軽に相談して

駅周辺で人権擁護委員や法務局職員、市職員などが街頭啓発を行います。

人権擁護委員のみなさん

(敬称略)

小寺功子・久保正・小中ちよう・山本英子・上井千春・濱田博文

人権啓発活動

10月に開催されたひだまりフェスタでは、人権擁護委員と鳥羽市虐待防止ネットワーフにより、来場した子ども達と一緒に「人権風車」を作成しました。

また、市内の幼稚園、保育所を委員が訪問し、子どもたちに歌や紙芝居を披露するなど、地域に密着した啓発活動も展開中です。

12月4日(木)の人権週間初日は、午前7時30分から、鳥羽

人権作品展特選作品紹介

身近にある人権について考えてもらうために、市内の小中学生から人権作品の募集を行いました。

小学生128点、中学生84点の応募があり、審査の結果次の2点が特選となりました。

応募された全ての作品は、鳥羽ショッピングプラザハロー2階・催事場にて、12月18日(木)まで展示しています。

特選作品



和田翔天 (安楽島小6年)



勢力理子 (答志中3年)

母子及び寡婦福祉法が改正されました

健康福祉課子育て支援室 ☎(25) 7221

主な改正内容

平成26年10月1日に「母子及び寡婦福祉法」が「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改正されたことに伴い、従来の母子寡婦福祉資金貸付制度事業および自立支援事業が新たに父子家庭の父も対象とした制度になりました。



福祉資金貸付とは

母子や父子、寡婦のかたに、その経済的自立や子どもの福祉を図るため、低利または無利子で資金を貸し付ける制度です。

貸し付けの種類は、修学資金、住宅資金、事業開始資金など12種類あります。 ※貸付内容、条件については母子家庭の母親と同様です。

自立支援事業とは

高等技能訓練促進費等事業

母子家庭の母親、父子家庭の父親が就職に有利な資格

(看護師、介護福祉士、作業療法士、理学療法士、保育士など)を取得する際、その養成訓練の受講期間のうち、2年間について訓練促進費を支給します。

自立支援教育訓練給付金事業

母子家庭の母親、父子家庭の父親が指定教育訓練(ホームヘルパーや医療事務など)を受講するにあたって支払う入学料および受講料の合計額の2割相当額(10万円を上限)を支給します。

鳥羽市母子寡婦福祉会

母子や父子、寡婦を対象とする母子寡婦福祉会は、お互いの交流とふれあいを通じて励まし合い、支えあいながら母子父子寡婦福祉の向上を図り、会員みなさんが生活上の困り事や悩みを克服する力を培われるよう支援している自主的な団体です。

問合せ 鳥羽市母子寡婦福祉会会長 中世古 和美氏